

外国籍弁護士が調停委員に採用されない件に関する緊急声明

今般、神戸家庭裁判所から当会に対し、同庁が採用する家事調停委員（平成22年10月1日任命予定）の候補者として当会が同庁に推薦した、いずれも人格、識見ともに優れた当会会員2名を、同会員らが日本国籍を有しないというだけの、これまでと同様の理由により、家事調停委員として採用しない旨の回答がなされた。

しかし、日本国憲法が保障する法の下での平等の趣旨から、定住外国人に対しても可能な限り日本国民と同様の権利・人権が保障されるべきとする立場からすれば、上記のような、日本国籍を有しないという不合理な理由による調停委員不採用の回答は断じて受け入れがたく、強く抗議する次第である。

この問題については、当会においてすでに、本年2月1日、国籍の如何を問わず調停委員の採用を求める会長声明を発しているが、同声明は、外国籍であるという理由だけで調停委員に採用しないことが不合理であるとする根拠として、①調停委員の職務は権力的作用を及ぼしたり、国家意思形成にかかわったりするものではなく、調停委員が日本国籍を有しないからといって国民主権原理と対立するものではないこと、②（調停委員が関与した）調停調書が確定判決と同様の効力を有する点について、日本国籍を有しない破産管財人や仲裁人の判断が確定判決と同様の効力を持つ場合もあり、それとの均衡からすれば、さして重要な問題とはいえないこと、③外国人の地方参政権を認める動きもあること、④現行法上の調停委員採用の要件として、日本国籍を有することは要求されておらず、調停委員にとって真に必要な要件は、専門的・社会的知識や経験に基づく紛争解決能力であること、などの点を挙げ、裁判所の対応を非難したものであるが、今回、その声明の趣旨をないがしろにする採用拒否の回答が再度なされたため、これに対し強く抗議をするとともに、この不採用問題を広く世論に訴えるために、改めて緊急声明を発する次第である。

当会としては、今後も日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、同様の問題を抱える他の単位弁護士会と連携しつつ、この問題に取り組み、関係諸機関に対し、調停委員の採用にあたり国籍の如何が問われないよう、そのような体制の確立に向けて、粘り強く働きかけていく所存である。

2010年（平成22年）8月6日

兵庫県弁護士会
会長 乗鞍 良彦